

独立行政法人空港周辺整備機構平成16年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、中期計画を実施するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構に係る平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間における年度計画を以下のとおり定め、業務を実施していくこととします。

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

（1）組織運営の効率化

より一層円滑な業務執行を図るため、グループ制の導入等組織のあり方について検討を行う。

（2）人材の活用

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定期間に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、業務の実情に応じた人材の確保に努める。

（3）業務運営の効率化

代替地造成事業の効率化

大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

また、現在保有している代替地については、需給動向を勘案のうえ、自治体等への優先譲渡のほか、必要に応じて一般処分を行う。

共同住宅

イ ホームページにおいて公表している採算性の現状及び見通しを必要に応じて更新する。

ロ 熊野町住宅については、移転の対象となる入居者並びに関係市等と調整・協議を行うとともに、一棟処分に向けて入居者へのアンケート調査の手続きを進める。

また、処分実施における具体的な手法についての検討を進める。

ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。

ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅（第1、第2、第3）については、定期借家権を付与入居資格者以外への賃貸を実施する。賃借人の公募については、ホームページへ掲載するとともに、不動産業者へ業務委託する。

また、近隣の企業等への働きかけも実施する。

事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、コストの縮減等の推進により中期計画の達成を目指し、抑制を図る。

一般管理費の抑制

一般管理費について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で6%以上に相当する額を削減する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、16年度において次の措置を実施する。

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。

外部講師等（弁護士、公認会計士、税理士を予定）による職員研修を年2回程度実施する。

平成15年度の事業及び平成16年度上半期の事業について内部評価を実施するため、内部評価委員会を年2回以上開催し、実績等の分析結果を以後の業務の実施方法等に反映させる。

広報活動の充実

イ ホームページについては、寄せられた意見やアクセスの実績を解析のうえ、より一般に理解されやすい内容となるよう公表データ等の内容の更なる充実を図る。

また小・中学校への広報活動に必要な冊子を整備する。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、自治体広報誌等への掲載を依頼する。

ハ 事業主体と調整をし、事業を完了した緑地帯等に看板の設置等を実施する。

(2) 業務の確実な実施

再開発整備事業

イ 都市計画や地域整備計画と整合する事業の実施について関係自治体と情報交換を継続して行う。

ロ 施設の整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れる等により需要に的確に対応するとともに、建設費等の抑制に努める。

ハ 平成16年度中に3件の整備を実施する。

民家防音事業

交付申請から交付額の確定までの期間について、故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、平成14年度実績に比して15%短縮するとともに、更なる効率化についての手法等を検討する。

移転補償事業

移転補償及び土地の買い入れの申請から代金の支払いまでの期間について、物件調査や土地の測量等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮するとともに、更なる効率化についての手法等を検討する。

中村地区の移転補償事業

イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月に1回程度実施する。

ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。

ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に十分な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。

大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地については、未買収地約0.9haのうち約0.2haを買収し、用地取得進捗率を約95%とする。緩衝緑地第1期事業分については、未買収地約3.1haのうち約0.7haを買収し、用地取得進捗率を約87%とする。また、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分の進捗状

況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

福岡空港周辺の緑地整備

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。

ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。

ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、関係自治体の教育委員会への働きかけを引き続き実施するとともに、周辺の学校にも働きかける。

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

未収家賃を回収するため連帯保証人も含め郵便・電話での督促、また戸別訪問を精力的に実施する。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

6. 剰余金の使途

該当なし

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

方針

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

人事に関する指標

組織のあり方の検討に併せ、中期計画期間中に抑制する人員の見通しを確立し、国・府・県・市からの出向者について、派遣元との協議を行う。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	17,860
業務収入	1,229
補助金収入	2,085
受託金収入	12,289
負担金収入	445
長期借入金等収入	1,343
雑収入	11
繰越金受入	458
支出	17,860
大阪固有事業	2,096
福岡固有事業	936
受託事業	11,448
その他事業	1,943
人件費	1,184
一般管理費	253

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	15,964
経常費用	15,951
業務費用	14,326
大阪固有事業	448
福岡固有事業	472
受託事業	11,448
その他事業	1,958
一般管理費	1,430
人件費	1,183
物件費	246
減価償却費	1
財務費用	195
雑損	0
臨時損失	13
収益の部	16,069
経常収益	16,069
業務収入	1,229
受託収入	12,289
補助金等収益	2,544
財務収益	7
雑益	0
臨時利益	-
純利益	105
目的積立金取崩額	-
総利益	105

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,665
業務活動による支出	16,965
投資活動による支出	301
財務活動による支出	1,928
翌年度への繰越金	2,471
資金収入	21,665
業務活動による収入	16,174
業務収入	1,191
受託金収入	12,332
その他の収入	2,651
投資活動による収入	30
補助金による収入	30
財務活動による収入	1,343
前年度よりの繰越金	4,118